明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務八一）　一
〔告　示〕
○肥料を登録した件（農林水産一三六一）　一五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一三六二）　一七
○生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（同一三六三）　二〇
○肥料の登録を失効した件（同一三六四）　二三
○肥料の仮登録の有効期間を更新した件（同一三六五）　二三
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、建設業の営業の停止命令関係　二四
裁判所
破産、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所平成二十一年度財務諸表、平成二十一事業年度独立行政法人住宅金融支援機構の財務諸表、型式住宅部分等製造者の認証、弁理士登録関係　七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一〇九
会社その他
会社決算公告　二一〇
会社決算公告　二三

省令

○総務省令第八十一号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十三日

総務大臣　原口　一博

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表㈡中「・寄附金控除」を削る。

第二条の三第二項第二号中「及び公的年金等に係る所得以外」を「以外（法第三百二十一条の三第四項に規定する場合にあつては、給与所得及び公的年金等に係る所得以外）」に改め、同項第五号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同項に次の一号を加える。

八　扶養親族（控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。）の氏名、申告者との続柄及び生年月日並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所

第二条の三の二を第二条の三の八とし、第二条の三の次に次の六条を加える。

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二　所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第百九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の給与支払者（次項において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2　法第四十五条の三の二第三項及び第三百十七条の三の二第三項の規定によりこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなされた給与所得者の扶養親族申告書は、その提出の際に経由すべき給与支払者が、その提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から起算して七年間保管するものとする。ただし、当該市町村長が給与支払者に対し、給与所得者の扶養親族申告書の提出を求めたときは、当該給与支払者は当該給与所得者の扶養親族申告書を提出するものとする。

3　法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。